

社会福祉法人 容雅会 法令遵守規程

（目的）

第1条 この規程は社会福祉法人 容雅会（以下、法人という）の経営理念に基づく健全な事業経営を展開するにあたり、各種関係法令を遵守し、かつ適確な業務管理体制を維持管理するために、法令遵守の統制方針、体制及び具体的な方法・手順等について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 法令遵守の意味するものは、法令、条例、通知の遵守に留まらず、社内規程、マニュアル、社会貢献など自発的取り組みも含む。ただし、介護保険法に基づく「介護サービス事業者の法令遵守等の業務管理体制整備の義務付け」により、以下の条文ではそれに従い「法令遵守責任者」という用語を使用する。

（法令遵守責任者並びに法令遵守責任者の選任）

第3条 理事長は経営・監督管理責任者の中から法令遵守責任者を1名選任する。

（法令遵守責任者の役割）

第4条 法令遵守責任者は法令遵守にかかわる体制を維持管理する本規程運営上の総責任者の役割を担う。

2 法令遵守責任者は法人内各種会議にて法令遵守の指導と管理体制の確認を適宜行うものとする。

3 法令遵守責任者は法人監事と連携し、監事監査に基づき法令遵守に是正の指示があった時は適宜体制を整えるものとする。

4 法令遵守責任者は法人内部の報告または外部からの通報により重大な法令違反の発生が認められた場合、それにかかわる職員の処分等を理事長に上申する。なお、処分の内容は法人就業規則の定めによる。

（意識啓発・研修）

第5条 法令遵守が確実に実践されるよう、その理解と意識啓発を図るため教育研修を企画、実施する。実施については、事務責任者・研修委員会等がその役割を担うものとする。

（その他）

第6条 この規程に定めるものの他、必要な事項は、理事長が決定する。

附 則

1 この規程は平成27年4月1日から施行する。